政策目的随意契約の締結について(契約前公表)

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号)第20条の2第2号の規定により公表する。

令和4年12月27日

富山市長 藤井裕久

- 1 随意契約の内容
 - (1) 件名

チームとやまし取組大賞・特別賞の表彰状筆耕

- (2) 提供を受ける役務の内容 環境政策課で用意した用紙への筆耕
- (3) 役務の提供を受ける期間 契約締結日から令和5年1月27日
- 2 契約の相手方の選定基準 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材 センターであって、富山市内に所在していること。
- 3 契約の相手方の決定方法 契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか 確認し、契約する。
- 4 見積書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和5年1月12日
 - (2) 提出先 環境部環境政策課